

第58回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日 時：平成28年11月9日12:30～13:00

場 所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

議 題

- (1) 一般ガス事業者の指定旧供給区域等の指定について
- (2) 電力市場における競争状況の評価に関する基本方針・実施細目について

○八田委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第58回電力・ガス取引監視等委員会の第1部を開催いたします。

本日は、事前にお知らせしましたように、2部構成であります。第1部の議題は、議事次第にあるとおりの2つです。

それでは、カメラの撮影はここまでにさせていただきます。

早速ですが、議事に入ります。議事の1つ目は、一般ガス事業者の指定旧供給区域等の指定について、資料3に基づいて、佐合課長よりご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長　資料3でございます。一般ガス事業者の指定旧供給区域等の指定についてということでございまして、ご承知のとおり、来年の4月からガスについても小売の全面自由化となるわけでございますけれども、それに関連して規制料金が撤廃をされるということになります。ただ、エネルギー事業者間の適正な競争が十分確保されていない地域に関しては、規制料金、いわゆる経過措置料金が引き続き課される地域ということで指定をされることになってございます。本日は、この指定に関して、本年9月に経済産業大臣から、その指定の案に関して適正なものかどうか、委員会に対する意見聴取がございましたので、それに対する回答についてご検討いただきたいと思います。でございます。

主なポイントというところの2. でございますけれども、事務局の審査対象ということでございます。先ほど申し上げました9月に意見照会があった中身でございますけれども、本省に関しては、ガス事業者5事業者分の9つの供給区域、この部分について、指定する地域と指定をしない地域というのが委員会のほうに意見聴取ということで回ってきてございます。なお、そのほかの事業者、供給区域に関する審査については、経済産業局におい

てただいまその指定の可否について同じように検討を行っているところでございます。

資料の2ページ目、PDFの資料ですと5ページ目でございますけれども、審査結果でございます。資源エネルギー庁から当初示された、先ほど申し上げた5事業者、9の供給区域に関して、そのうち3つの供給区域については、資源エネルギー庁が制定をいたしました処分基準、いわゆる指定の基準に合致しているということでございまして、これは我々のほうとしてもその中身が確かに指定をすべき地域だということで確認をさせていただいたところでございます。

一方、指定をしない地域、経過措置が外れる地域ということですが、これは処分基準に合致していないということを我々としても確認をさせていただきました。

また、この指定に関してはパブリックコメントを実施しておりまして、そのパブリックコメントの中身も、我々のほうも資源エネルギー庁とは別に精査をさせていただきました。全国で62件、本省所管分として9つのコメントが提出をされたところでございますけれども、本省所管分に関して、個別地域において個々具体的に、エネルギー事業者側の競争が確保されていないといったような具体的な事例を示しながらコメント、指摘をいただいたものはみられなかったということでありまして、新たに指定されないとしている地域に関して委員会としても指定をする必要はないのではないかということを確認させていただいております。

なお、パブリックコメントのうち具体的に事業者の市場占有率といったものを提示しながら一定の懸念を示すようなコメントはございました。そこに関しては我々のほうとしても、念のため、確認的に市町村単位で既存のガス会社や他のエネルギー事業者間での直近3年間の顧客の獲得状況なども確認をさせていただいております。そういった意見が寄せられた地域に関しては、他のエネルギー事業者が顧客の獲得数でいうと既存のエネルギー会社に比べて3倍程度獲得しているような地域でもございましたので、一定程度の競争関係が確保されているのではないかと考えてございます。

3. これを踏まえましての委員会としての意見でございます。9月9日付で経産大臣から本委員会に対する意見聴取が行われました。別添2ということで後ろのほうについてでございますけれども、異存ない旨回答することとしたいと考えてございます。また、仮に指定されていない地域について委員会として指定すべきということであるならば、経産大臣のほうに建議をする必要があるのですけれども、その必要についてもないものではないかと私どもとしては考えておりますので、そこについてもあわせてご審議いただければと

思います。

なお、参考のところでは、経産局でも同じように今審査をしているということを書かせていただいております。

それから、パブリックコメントでございますけれども、少し先に進んでいただいて、資料の5ページ目でございます。PDFの資料ですと8ページ目でございますけれども、本省に寄せられたものに関して、指摘事項と資源エネルギー庁が作成いたしました回答を載せてございます。規制なき独占によって値上げを受けないか心配だという一般的な懸念を示す声がみられたということでございます。それから、当委員会に対する期待ということで、しっかり監視をすべきではないかといったこと。

それから、次のページに行ってください、やはり一部のエネルギーに関しては、実態として切りかえが難しいような場合がある。例えば、集合住宅において都市ガスからLPへの切りかえが難しいのではないかとか、そういったご指摘がございました。ただ、我々も、これについては実際に既に、自由化前の段階でございますけれども、都市ガスからLPに集合住宅全体としてかわっている事例も確認をしておりますので、そういった対応で消費者には正していただく必要があるのかなと思っております。

それから、周知・広報なども指摘がございました。経過措置が外れる、規制料金が外れる需要家に対しては事業者から事前にしっかり周知をするべきだということでございます。これに関しては、ガス事業法の中で、事業者は新しく自由料金になるということであるならば、その旨を消費者に対して来年の4月1日までに説明をするという法律上の義務がございまして、それを徹底していただくということだと思っております。それ以外にも、広報をしっかり取り組むべきといったような指摘もございました。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。ただいまの説明内容についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。特にありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、今のご説明と審査の結果のとおり、委員会として経産大臣への意見を決定したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、委員会としてそのように決定いたします。本意見については、委員会終了後、速やかに公表することいたします。

それでは、次の議題に移ります。議題の2つ目、電力市場における競争状況の評価に係る基本方針・実施細目について、資料4に基づいて佐合課長からご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長 資料4をごらんいただければと思います。PDFの資料ですと28ページ目でございます。

電力自由化の成果をしっかりと評価をしていくということをございまして、市場の競争環境を評価するために、基本方針と、どういった項目を評価するかという実施細目を検討いたしておりました。11月1日に行われました制度設計専門会合の場で、この基本方針と実施細目について委員の皆様方からご意見を頂戴いたしまして、最終的に事務局としては、作成をしています基本方針・実施細目という形で競争評価を実施させていただければと思っております。本日は、この基本方針・実施細目に関してご異論ないかどうか、ご意見を賜ればと思います。

主なポイントとして書いてございますけれども、基本方針でございます。今後3年間程度にわたって効力をもつ競争評価を実施するための基本的な枠組みということをございまして、競争評価の目的とか、評価における視点とか、市場の見方、分析に用いる判断要素、こういったものについて規定をしております。

基本方針自体は、次のページ以降、資料4—1ということで数ページにわたるものをご用意させていただいております。その中で、競争評価の視点というのが、資料でいうと4ページ目、PDFでいうと32ページ目でございますけれども、4つの視点を掲げさせていただいております。電力システム改革の目的自体は、最終的に消費者に対して安定的に、かつ低廉な電力供給を行う、それから消費者の選択肢を拡大するといったことが目的かと思っておりますけれども、そういう意味では、小売市場での最終的な評価というのが重要になってくるとは思いますが、一方で、卸電力市場とか、ネットワークの利用環境とか、電力市場、産業構造全体を競争的なものになっているかどうか評価をする必要があるだろうということを1点目として掲げております。

2点目が、日本の卸電力市場の特徴ではございますけれども、発電事業者がある意味では寡占的な状況でもございますし、いまだに取引所取引の割合は限定的ということかと思っております。その取引所の取引がどれだけ活性化しているかということに加えて、それだけではなく、相対取引も含めた広い意味での卸電力取引市場の状態を分析するところだと思っております。

3点目でございますけれども、旧一般事業者が引き続き各供給エリアで高い市場シェアを占めているという状況でございます。そういう意味では、この旧一般電気事業者の方々が、その子会社も含めましてですけれども、そのエリアの中でどのような地位にあるのか、あるいはエリアを超えた競争がどのように進展しているのか、旧一般電気事業者の競争的な事業活動の状況について重点的に分析する必要があるだろうということでございます。

とりわけ2020年には経過措置料金を撤廃するかどうか、その可否を判断するというところでございますので、先ほど申し上げた電力市場構造全体が競争的になっているかに加えて、こうした支配的な地位にある事業者の方々の競争状況というのもしっかり確認をする必要があると思っております。

次のページで、4つ目の視点が、料金だけでなく附帯的なサービスなど、小売電力市場における多様な競争力を分析するというところでございます。

視点としてはこういったもので基本方針全体を整理させていただいております。

戻っていただいて、最初のページ、資料4の表書きでございますけれども、実施細目のほうでございます。実施細目は、毎年度競争評価の具体的な進め方について規定をするものでございまして、どういった情報を収集するか、その情報収集のあり方をどうするか、収集した情報の扱い、公表の仕方をどうするか、そういったことを規定しております。

競争評価における判断要素（ポイント）として参考までに書かせていただいておりますけれども、競争評価をするに当たっては、制度改革によってどのように市場構造が変わって、その中で事業者、需要家という電力市場のプレーヤーがどのように行動して、最終的に市場の中でどういう成果が出てきたかということの評価をする必要があると思っております。市場構造、市場動向、事業者行動、需要家行動、この4つの柱で分析すべき情報を収集して評価をしていくべきだと考えてございます。

簡潔でございますけれども、以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、いまのご説明に関してご質問、ご意見ございませんか。

これは、白書とかいうカテゴリーとはまた別になるのですか、競争レビューは。

○佐合取引監視課長　そうですね。白書とはまた違うものと認識をしております。

○八田委員長　ほかのこういう監視委員会のようなところでは、やはりこういう競争レビューを出しているのですか。

○佐合取引監視課長　監視委員会ではないですけれども、総務省さんのほうでは、電気

通信事業に関連して、同じように競争状況を評価するような仕組みで毎年報告書を出されております。

○八田委員長 公取はどのようなのですか。

○田邊卸取引監視課長 年次報告書というのを出すことになっております。あとは、それぞれの事業エリアについて、定期的ではないですけれども、その場その場に応じて競争状態をみているというものがございます。

○八田委員長 ということですね。はい、林委員。

○林委員 報告ありがとうございました。競争評価における判断要素として4つの柱で、市場構造、市場動向、事業者行動、需要家行動ということでわかりやすくまとめていただいて、ありがとうございます。あと、項目もしっかり捉えていただいて、ありがたいと思います。

特に事業者行動の中で、私などが非常に興味があるのは、3番目のビジネスモデルとか技術革新の創出などというのは、今後新しい切り口として、単に規制ではなくて、新しい革新に取り組んでいることに関する評価もしっかりしていかないと、電気事業そのものが活性化していかないということもちょっと危惧しておりますし、あと、市場構造の3番目のネットワークの中立的かつ競争促進的な運営というのも、ネットワークはイコールフットリングでこれから発電、小売がしっかり使う公平、透明、中立なものでありますので、ここら辺もしっかりレビューしていただければと思います。

以上です。

○八田委員長 ありがとうございました。ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局からご説明があった案のとおり、委員会として競争レビューに関する基本方針、実施細目を決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんので、そのように決めさせていただきたいと思います。

それでは、これに基づいて、今後、作成をよろしく願いいたします。

本日第1部で予定していた議事は以上でございます。ほかには何かありませんか。

○新川総務課長 第2部につきましては、準備が整い次第開催をさせていただきます。

○八田委員長 それでは、これにて第1部を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

—了—